

第6章 景観重要建造物及び樹木等の指定方針

1. 重要な景観構成要素の指定方針

1) 指定の対象：基本事項

区域や地区の景観を代表する建造物や樹木等、個別の要素を景観構成要素という。公道等による接近が可能で、公共場から見えることが指定の条件となる。

景観構成要素の背景となっている市街地、集落、里山、農地なども、良好な景観を形成する上で重要である。点的な対象である景観構成要素と面的な周辺景観と併せて景観形成を図るため、重要景観構成要素は景観計画区域内に所在するものだけが指定対象となる。(法第8条)

また、その保存・管理について、所有者等の取組みがなされていることも、指定にあたって考慮しなければならない。

なお、文化財保護法による国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物は、指定できない。(法第28条)。

ちなみに、策定委員の推奨を受けた景観構成要素のうち、長徳寺跡、若一王子宮、若一王子宮の社叢、瀧山一揆跡、旧山下家門、松ノ木遺跡、銀杏ノ木遺跡、土居屋敷跡、山内刑部の墓、本山城址、十二所神社、十二所神社の大杉、片岡館、吉延の古木群、は本山町指定の文化財であり、帰全山、汗見川枕状溶岩、は高知県指定の文化財であり、国の指定を受けた文化財はない。巻末資料に〈本山町の史跡・文化財〉を添付した。

2) 建造物及び樹木以外の指定方針

策定委員会で推奨された建造物のうち、片岡館と旧山下家門には既に主たる建築物がなく、指定対象としての当否が検討された。協議の結果、「建造物に類する景観構成要素」は建築等を現有するものに限定し、それらに準ずるものとして歴史的価値のある石垣等が残る史跡を加えることとした。

また、次節以降で述べる建造物、樹木、公共施設には該当しない、地形・地質、遺跡・遺構、農地、集落等についても、本町の良好な景観を形成する重要な景観構成要素として指定候補とすることとした。

3) 指定の手続き

指定を受けた景観構成要素の所有者等には一定の責務が生じる。従って、建造物、樹木、公共施設の指定にあたっては、所有者、管理者、周辺住民等の意見の聴取にとどまることなく、その同意を得ることに努める。

また、地形・地質、遺跡・遺構、農地、集落等についても、その指定にあたっては、所有者、管理者、周辺住民等の意見の聴取を経て、同意を得ることとしたい。

2. 景観重要建造物

1) 景観重要建造物の指定方針

景観計画内の良好な景観の形成に重要であって、次に掲げる特性のいずれかに該当する建造物を、景観的な保護対象として指定する。

- ①歴史的景観等、周辺の良い景観に寄与しているもの
- ②デザイン性に優れ、造形の規範になっているもの
- ③再現することが容易でないもの
- ④住民に親しまれ、地域のシンボリック的存在となっているもの

2) 遺跡、史跡、遺構等について

本山城址などの史跡等を含め、主たる建築物を欠く景観構成要素であっても、歴史的な価値を有する石垣等が、目に見える形で良好な景観を形成していると判断し、「その他の重要景観構成要素」の類型を設け、指定候補とした。

3) 指定建造物（候補）

- (10) 旧山下家門、(11)上関阿弥陀堂、(15) 若一王子宮、(17) 金剛寺、
- (18) 元宇田氏別荘、(19) 蔵造り商家群、(20) 高知屋旅館、(23)十二所神社、
- (27)吉延集落の神社・小祠群

3. 景観重要樹木

1) 景観重要樹木の指定方針

景観計画区域にあって、その地域の景観特性を表し、公道等による接近が可能で、公共場から見える樹木を、景観的な保護対象の候補として指定する。

その保存・管理について、町民・所有者の取組みがなされていることも、指定にあたって考慮しなければならない。

2) 策定委員会で推奨された樹木のうち、若一王子宮の社叢と吉延集落の古木群は群落であり、他の独立樹と異なっている。これらを指定候補から除外するのではなく、制度が求める条件を満たすか否かを検討した上で、群落の中から主要な樹木を選び、独立樹として指定する方向もありうると思われる。

なお、「社叢」とは境内等の敷地の大半に繁茂していて、一定の「生態系が成立している植物群落」を指す。

3) 指定樹木（候補）

- (7)桑ノ川の百日紅、(16) 若一王子宮の社叢、(22)十二所神社の大杉、
- (28)吉延集落の古木群

4. その他の重要な景観構成要素

前記の建造物と樹木、後述する公共施設は景観法に指定の方針等が明示されている重要な景観構成要素であるが、それ以外の景観構成要素である下記の構成要素を指定候補とする。

なお、汗見川溪谷は、全体を景観計画区域としているため、単独の景観構成要素としては除外した。

1) 地形・地質

(1)付けの淵、(2)亀岩周辺、(5)汗見川枕状溶岩、(6)桑ノ川のマス淵

2) 遺跡・遺構

(3)発電所跡と水路跡、(24)本山城址、(25)土居屋敷跡（上街公園）

3) 農地

(26)古田・権代の棚田群、(30)大石・吉延の棚田群

4) 集落等

(4)変成岩の石垣、(9)山崎の集落景観、(12)下津野の田園風景、(13)帰全山、
(29)吉延の集落景観、(31)ミニ八十八ヶ所（大石）